

運行管理者一般講習受講料助成金交付要綱

平成16年4月1日 制 定

令和8年9月25日 最終改正

公益社団法人 岩手県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人岩手県トラック協会（以下「岩ト協」という。）は、交通事故防止並びに安全運行のため、運行管理者を対象に運行管理者一般講習（貨物）を受講させた貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 岩ト協会員事業者（以下「会員」という。）で入会から6ヶ月以上経過し、且つ会費の未納等のない事業者であること。又は会員以外で岩手県内の全ての営業所が公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の行う安全性評価事業において「安全性優良事業所」と認定され、且つ岩手県内の全ての営業所が岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関の実施する巡回指導において直近の総合評価「A」の事業者（以下「認定事業者」という。）であること。

2、前項の会員については、入会から6ヶ月を経過した後に受講した一般講習に限り、助成の対象とする。

(対象講習)

第3条 岩ト協と協定書を締結した運行管理者指導講習（貨物）認定機関（以下、「認定機関」という。）が実施する「運行管理者一般講習（貨物）」とし、すべての課程を修了するものとする。但し、認定機関以外で講習を受講したものについては対象外とする。

(助成額)

第4条 1名あたり3,500円を上限とする。なお、上限額に満たない場合は、実費額を助成する。

2、前項の助成対象者は、岩手運輸支局に選任の届出がなされている者とする。

3、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）が実施する「eナスバ」に係る受講料については、テキスト配送料を除く受講料を助成対象とする。

(対象期間)

第5条 運行管理者一般講習（貨物）を受講した当該年度の4月1日から翌年2月末日までとする。

(報告・請求)

第6条 認定機関は、月末に当該申請分（事業所名・受講者名）を取りまとめ協会長に書面で報告並びに受診料の請求をする。

2、運行管理者に選任されていない者が受講した場合、または入会から6ヶ月未満の事業者の運行管理者が受講した場合においては、岩ト協は助成額を事業者に請求し、事業者は請求に基づき速やかに納付するものとする。

3、岩ト協では報告に基づいて各々の認定機関が指定する金融機関に送金するものとする。

(助成金の返還)

第7条 岩ト協は、事業者がこの要綱その他岩ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2、前項の規定により返還を命じられた事業者については、岩ト協が行う助成事業のすべてに係わる申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(附則)

1. 本要綱は平成16年度より適用する。
2. 令和2年4月1日一部改正
3. 令和3年4月1日一部改正
4. 令和6年4月1日一部改正
5. 令和8年4月1日一部改正
6. 令和8年9月25日一部改正

※「認定機関」

独立行政法人自動車事故対策機構岩手支所

紫波中央自動車学校

北上自動車学校（令和元年5月14日追加）

遠野ドライビングスクール（令和元年7月1日追加）

陸前高田ドライビングスクール（令和元年7月1日追加）

平泉ドライビングスクール（令和5年9月22日追加）